



令和8年7月15日

関東運輸局

船舶運航事業者に対する事業の停止命令を発出しました
～海上運送法第17条、法第21条の5において準用する法第17条及び、
法第22条第2項において準用する法第19条の14に基づく行政処分～

令和7年10月9日、10月23日、10月30日、10月31日、11月5日及び令和8年1月15日に下記の事業者に対し、関東運輸局が海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、適切な船舶職員を乗組ませずに運航していたこと、一般旅客定期航路事業の船舶運航計画の届出を行っていなかったこと等、海上運送法等関係法令の違反を確認しました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、海上運送法第17条、法第21条の5において準用する法第17条及び法第22条第2項において準用する法第19条の14の規定に基づき、事業の停止命令を発出しましたので、お知らせ致します。

1. 発出年月日

令和8年7月15日(水)

2. 対象事業者

事業者の名称：株式会社ジール

本社の位置：東京都港区海岸 3-33-17 東京ベイサイドビル 2階

代表者名：代表取締役 平野 拓身

3. 命令の内容及び当該事業者に対する違反点数付与状況

(1) 命令の内容

【事業の停止命令】

・停止する事業

一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業

・事業を停止する期間

令和8年7月15日 から 令和8年8月13日までの30日間

違反事実

違反内容		違反事項(事項該当条項)	違反点数
1	一般旅客定期航路事業の船舶運航計画の届出を行っていなかった。	海上運送法 第 6 条	1 点
2	一般旅客定期航路事業の運送約款の変更をした際、認可を受けていなかった。	海上運送法 第 8 条第 1 項	2 点
3	旅客不定期航路事業の事業計画の変更認可を受けずに変更していた。	海上運送法 第 21 条第の 5 において準用する法第 11 条第 1 項	1 点
4	一般不定期航路事業の使用船舶を変更したときに、遅滞なく変更の届出を行っていなかった。	海上運送法 第 22 条第 2 項において準用する法第 19 条の 10 第 1 項	勧告
5	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業の運航実績報告書等の定期報告書を真実且つ正確に報告していなかった。	海上運送法 第 24 条	勧告
6	輸送の安全に関わる関係法令及び海上運送法第 10 条の 3、第 21 条の 5 及び第 22 条第 2 項において準用する法第 10 条の 3 に基づく安全管理規程違反の内容		
	船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 18 条に基づき、運航船舶に乗組み基準に定める有効な海技免状を受有する海技士を乗り組ませていなかった。	船舶職員及び小型船舶操縦者法第 18 条、第 21 条 (☆)	10 点
	輸送の安全に関わる情報の公表内容が不十分であった。	海上運送法第 19 条の 4 海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 51 条第 4 項 (☆)	1 点
	経営トップは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめとした関係法令の遵守、安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 4 条 (☆)	1 点
	運航管理者及び運航管理補助者は、船舶が運航している間、陸上において船舶と常時連絡できる体制を確保していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 15 条及び第 16 条 (☆)	5 点
	安全統括管理者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめとした関係法令の遵守及び安全最優先の原則を	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 17 条 (☆)	2 点

社内へ徹底することを確実にしていなかった。		
運航管理者は、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめとした関係法令の遵守及び安全管理規程の遵守を確実にしていなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 18 条（☆）	2 点
運航管理者は、配乗計画の作成にあたり、適正な資格を有している法定職員が確保されているか等、運航の安全性について検討を行い、法定乗組み基準に適合するよう配乗計画を作成していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 22 条（☆）	10 点
運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報について確実に記録をしていなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 27 条 運航基準第 5 条（☆）	1 点
運航管理補助者及び輸送の作業に従事する者は、安全管理規程第 31 条及び作業基準第 2 条に基づき、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の陸上・船内作業を実施すべきところ、その作業体制を確保していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 31 条 作業基準第 2 条（☆）	1 点
船長は、発航前点検について完全性が確保されている結果を点検簿に記録すべきところ、事実と異なる内容を記録していた。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 32 条（☆）	10 点
安全統括管理者は、アルコール検知器を使用した適切なアルコール検査体制を構築していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 35 条（☆）	2 点
運航管理者は、陸上施設の点検整備について、陸上施設点検簿を作成のうえ実施した措置について記録していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 37 条（☆）	1 点
船長は、自船に事故が発生したときに、事故発生の実態及び状況について、同乗者に正確に周知せず、また、海上保安官署に通報していなかった。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 39 条第 1 項（☆）	2 点

船長は、自船に事故が発生したときに、事故の状況及び講じた措置について速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡すべきところ、また、運航管理者は、事故が発生したときに、事故の状況について速やかに運輸局等まで報告すべきところ、船長が運航管理者の同意を得て事故事実を隠蔽するために運航日報の船長名を改ざんし、結果として事実と異なる内容が運輸局に報告されていた。	海上運送法第 50 条第 6 号 安全管理規程第 39 条第 1 項 事故処理基準第 4 条（☆）	2 点
---	---	-----

輸送の安全に関するものは「(☆)」を表記。

【備考】

「違反点数」は、「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和 7 年 3 月 12 日付け国海安第 181 号、国海内第 240 号、国海外第 670 号 国土交通省海事局長通達）によるもの。

(2) 当該事業者に対する違反点数付与状況

違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

事業種別等	違反点数	累積点数
違反点数の累計：一般旅客定期航路事業（関東 154）	53 点	53 点
違反点数の累計：旅客不定期航路事業（関東不 1150）	51 点	51 点
違反点数の累計：旅客不定期航路事業（関東不 1185、 関東不 1186、関東不 1203）、一般不定期航路事業	各 50 点	各 50 点
（うち輸送の安全に関する違反点数合計）	（50 点）	（50 点）

【問い合わせ先】

事業の停止命令及び違反事実 1～5について
関東運輸局海事振興部旅客課 秋田、猪八重
TEL:045-211-7214 FAX:045-201-8788

違反事実 6について
関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 矢野、中畠
TEL:045-211-7230 FAX:045-201-8794

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、物流専門紙